

平成 28 年

第 4 回市議会定例会 議案第 25 号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和 48 年函館市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 55 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 55 条の 3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令もしくはこれに基づく命令またはこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物および違反の内容ならびに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

防火対象物の消防用設備等の状況が法令に違反する場合に公表する制度を設けるため